

平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人やず
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成31年1月16日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 前回指摘事項については、前向きに改善に取り組み、概ね改善が図られていた。
- ・ 会計監査人による会計監査を実施し、会計監査人からは無限定適正意見が記載された監査報告書が提出されている。

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
1	<p>平成30年度に新たに選任された評議員及び理事について、本来、任期は選任の日を始期として算定すべきところ、平成29年度に選任された評議員及び理事と同一の任期で就任承諾書を徴していた。</p> <p>については、評議員については評議員選任・解任委員会において承認を得て、理事については評議員会の承認を得て、再度正しい任期で就任承諾書を徴すること。</p> <p>なお、当該承認を得る評議員選任・解任委員会及び評議員会の議事録又は議案には選任する者の任期を明記するよう留意すること。</p> <p>(法第41条、第45条、定款第7条第1項、第20条第1項)</p>	<p>平成30年度に新任になった理事及び評議員の適正な任期について、平成31年3月予定の理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会により承認を得て、就任承諾書を徴求し整備する。</p> <p>議事録の記載についても、今後選任した者の任期を明記するようにする。</p>
2	<p>理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知を発しなければならないところ、1週間より短い期間で通知を発していた。</p> <p>については、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知を発すること。</p> <p>なお、通知の方法は書面でも口頭でも差支えないが、口頭により招集を通知した場合には議事録に記録を残しておくこと。</p> <p>(法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第2項)</p>	<p>今後、理事会を招集する場合は、1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発するようにする。また、口頭にて通知した場合は、議事録にその旨を記録し、法令を遵守した招集となるよう取り組む。</p> <p>また、理事会以外の評議員会等の各会の招集についても、規程に定められた日にちに、招集通知を発するようにする。</p>
3	<p>理事長は、毎会計年度に4箇月を超え</p>	<p>理事長の職務執行状況の報告につい</p>

<p>る間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、報告が行われていなかった。</p> <p>については、定款第17条第5項の規定に基づき、理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条に規定する理事会への報告の省略は適用されないので、必ず実際に開催して報告すること。</p> <p>(法第45条の16第3項、定款第17条第5項)</p>	<p>ては、各担当理事等が行っていた。</p> <p>今後は、理事長により職務執行状況の報告を実施し、議事録に記録するようにする。また、業務執行理事についても、職務執行状況の報告を実施し、議事録に記録するようにする。</p>
---	--